

# 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ

香川労働局

「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」を次のとおり改正し、平成21年3月25日から実施することになりましたのでお知らせいたします。委託者は、この最低工賃額以上の工賃を家内労働者に支払わなければなりません。

1 適用する範囲

香川県内で手袋製造業又はソックスカバー製造業に係る縫製、仕上げ又は縁飾りの業務に従事する家内労働者及びその家内労働者に委託する委託者。

2 最低工賃額

この最低工賃額は、家内労働者が実際に受け取る最低の額です。

最低工賃額は、品目、規格及び工程の区分に応じ次のとおりです。

(1) 縫製の業務

| 品目               | 規格                     |                                      |                     | 最低工賃額              |                      |
|------------------|------------------------|--------------------------------------|---------------------|--------------------|----------------------|
|                  | 素材                     | 形状                                   | 作業部位                |                    |                      |
| 織製<br>維手<br>縫袋   | 婦人用（作業用方式のものを除く。）      | 毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地 | 口丸で、かつ、色物のもの        | おも、親指及びはぎ          | 10双につき <b>665円</b>   |
|                  | 紳士用（作業用方式のものを除く。）      |                                      |                     | すそ                 | 10双につき <b>70円</b>    |
| 皮<br>革<br>手<br>袋 | 婦人用<br>（縫いっぱなしのものに限る。） | 皮革                                   | 口丸で、かつ、内縫いのもの       | おも、親指及びはぎ          | 10双につき <b>1,500円</b> |
|                  |                        |                                      |                     | へり                 | 10双につき <b>465円</b>   |
|                  | 紳士用<br>（縫いっぱなしのものに限る。） |                                      | 横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの | おも、親指及びはぎ          | 10双につき <b>1,300円</b> |
|                  |                        |                                      |                     | へり                 | 10双につき <b>440円</b>   |
| ゴルフ用手袋           | 皮革                     |                                      | おも、親指及びはぎ           | 10枚につき <b>825円</b> |                      |
|                  | 合成皮革                   |                                      |                     | 10枚につき <b>770円</b> |                      |

備考 1 上記金額には、縫い糸に要する費用は含まない。

2 作業用方式とは、親指の取付け部分の押さえ縫い及びはぎのまたつまみの縫いの工程のないものをいう。

(2) 縫製手袋の仕上げの業務

| 品目                         | 規格                                   |               | 工程                 | 最低工賃額               |
|----------------------------|--------------------------------------|---------------|--------------------|---------------------|
|                            | 素材                                   | 形状            |                    |                     |
| 織維縫製手袋<br>（作業用手袋方式のものを除く。） | 毛又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡のニット生地 | 口丸で、かつ、色物のもの  | 湯のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め | 10双につき <b>180円</b>  |
| 皮<br>革<br>手<br>袋           | 皮革                                   | 口丸で、かつ、内縫いのもの | 火のし、ラベル付け、袋入れ及び箱詰め | 10双につき <b>350円</b>  |
|                            |                                      |               |                    | 横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの |

備考 上記金額には、光熱費を含む。

(3) ソックスカバーの手編みによる縁飾り（ゴム付きを含む。）の業務

| 縁飾りの種類 | 規格                                     |                           | 最低工賃額              |
|--------|--|---------------------------|--------------------|
|        | 糸の種類                                   | 形状                        |                    |
| 玉編み    | アクリル糸、毛糸又は毛、ナイロン、アクリル若しくはポリエステルからなる混紡糸 | 編込みが14個で、かつ、1個につき3回引上げのもの | 10足につき <b>350円</b> |

① 家内労働手帳の交付と記入

委託者は、家内労働者に工賃の支払方法等の委託条件を明示した家内労働手帳を交付し、その手帳には、委託する物品の数量、工賃の単価、受領した物品の数量、工賃支払日、支払工賃総額等をその都度記入しなければなりません。

② 工賃の支払い

工賃は、納品された日から1月以内（工賃締切日を定めている場合は、その日から1月以内）に現金で全額支払わなければなりません。また、この最低工賃額に満たない工賃しか家内労働者に支払わなかった場合には、罰則を適用されることがあります。

お問合せ先 香川労働局貸金室（電話 087-811-8919）  
 最寄りの労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196  
 観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137

（この最低工賃を、家内労働者に周知して下さい。）